

計画策定の趣旨

我が国の憲法では、基本的人権の尊重、個人の尊重、法のもとにおける平等が保障されており、男女平等の実現に向けていろいろな取り組みがおこなわれてきております。

しかしながら、社会における制度、慣行等により、性別によって役割を分担するというような考え方が今なお根深く残っており、様々な分野において男女が共同で参画できない現状があります。

このような状況のもと、国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月には基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題と位置づけております。

本市においても、人々の意識や社会の慣行等を見直し、男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて努力を重ねていくことが必要です。

本市における「男女共同参画社会の実現」をめざし、基本的な方向を明らかにするために、この計画を策定するものです。

基本理念

市民一人ひとりが、人間としてお互いの人格や生き方を尊重し、性別による差別をうけることなく、だれもが、夢と希望をもって、安心して心ゆたかに暮らせる男女共同参画社会の実現をめざします。

キャッチフレーズ

「気づいて 感じて 変わって」

計画の愛称

本計画の愛称を「むつみあいプラン」とします。

計画の期間

平成15年度から平成24年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、必要に応じて計画の見直しをおこなうこととします。